

令和7年第1回定例会 議案関係資料（各部個別説明案件）

資料4

（追加発送議案）

		ページ
1	箕面市職員旅費条例の改正について 【第35号議案関係】	1
2	箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について 【第36号議案関係】	2
3	北大阪急行線延伸整備事業の補正（減額・期間延長）について 【第39号議案関係】	3
4	箕面市建築基準法施行条例等の改正について 【第37号議案関係】	4

箕面市職員旅費条例の改正について

総務部 人事室

国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに準拠し、箕面市職員旅費条例の一部を改正します。

1 国家公務員等の旅費に関する法律の改正内容と本市の対応内容

(1) 国家公務員等の旅費に関する法律の主な改正内容

- ①これまで勤務公署から出発する場合の旅費が支給額の上限となっていたところ、実態を踏まえて自宅等から出発する場合の旅費を支給することを可能とする規定に改正。
- ②旅行者に対する旅費の支給に代えて、直接、旅行代理店、引越し業者、クレジットカード会社等(旅行役務提供者)に旅費相当額を支払うことができる規定を新設。
- ③宿泊費を定額支給から上限付き実費支給に変更し、上限は地域の実情等を勘案して宿泊費基準額(上限額)を定める規定に改正。
- ④現行の日当を宿泊手当に変更し、宿泊に伴う諸雑費に充てるための旅費として、宿泊を伴う旅行について一夜当たりの定額を支給する規定を新設。
- ⑤その他、パック旅行に要する経費として包括宿泊費の新設や特急料金の支給にかかる距離制限(片道100キロ以上)を廃止等。

(2) 本市の対応内容

- ①②⑤法改正に準拠し改正。
- ③法改正に準拠し、宿泊費を定額支給から上限つき実費支給に変更し、宿泊費基準額(上限額)は以下のとおり設定。

	現行(定額)	改正後(上限額)	備考
特別職	15,000 円	27,000 円	国の上限額(東京都)にあわせて設定。
一般職	13,000 円	19,000 円	

- ④法改正に準拠し、現行の日当から宿泊手当に変更し、以下のとおり新設。

現行(1日につき)	改正後(1夜につき)	備考
1,500 円	2,400 円	国にあわせて設定。

2 改正する条例

箕面市職員旅費条例 他2条例

3 施行日

令和7年4月1日

箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の改正について

総務部 人事室

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法が改正(令和7年4月1日施行)されたことに伴い、職員の仕事と育児・介護を両立できる職場環境の整備を行うため、箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正します。

1 改正内容

(1) 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大

現在では「3歳に満たない子のある職員」を超過勤務の免除の対象としていますが、改正後は「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に対象を拡大します。

(2) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度(以下「介護両立支援制度」)に関する周知の強化等

職員に介護両立支援制度を周知し、利用に係る請求が円滑にできるよう、下記の措置を講じます。

- ①職員が家族の介護に直面した旨を申し出たときは、当該職員に対して、介護両立支援制度を個別に知らせるとともに、利用に係る請求等に関する職員の意向を確認するための面談等を行う。
- ②職員に対して、早期(職員が40歳に達した日の属する年度)に介護両立支援制度に関する情報提供を行う。
- ③介護両立支援制度の利用に係る請求等が円滑に行われるよう、研修や相談体制の整備等の勤務環境の整備を行う。

2 改正する条例

箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

3 施行日

令和7年4月1日

北大阪急行線延伸整備事業の補正（減額・期間延長）について

地域創造部 北急まちづくり推進室

- ◆ 資材労務単価が高騰する厳しい情勢が続く中、施工方法の見直しや第三者評価により事業費を縮減できたため、北大阪急行線延伸整備事業(継続費)予算を10.5億円減額します。
- ◆ 同事業において、国道423号の復旧工事(箕面船場阪大前駅～萱野交差点)の管理者協議と施工計画の見直しに時間を要したため、箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費)とあわせて、事業期間を令和7年度まで延長します。

1 補正予算概要

(1)北大阪急行線延伸整備事業(継続費) … A 事業

- 【歳出】 鉄軌道整備事業補助金 ▲1,053,328千円
- 【歳入】 国補助金(社会資本整備総合交付金) ▲1,053,328千円
- 【事業期間】 (補正前)平成28年度から令和6年度まで
(補正後)平成28年度から令和7年度まで

(2)箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費) … B 事業

- 【事業期間】 (補正前)平成26年度から令和6年度まで
(補正後)平成26年度から令和7年度まで

【補正理由(減額及び期間延長)】

- ◆ A 事業について、施工方法の見直しや第三者評価により事業費縮減に努め、残りの所要額の見通しがたったため、10.5億円を減額します。

(参考)	総事業費	決算見込	財源内訳
	874億円	863.5億円 (▲10.5億円)	北急 110億円【確定(計画どおり)】
			国費 371億円【確定(計画382億円)】
			府費 100億円【確定(計画どおり)】
			市費 282億円【見通し(計画どおり)】

- ◆ A 事業(箕面船場阪大前駅周辺の国道423号側道復旧や萱野交差点復旧)において、道路管理者等との協議・調整と施工計画の見直し等に時間を要したため、事業期間を令和7年度まで延長します。
- B 事業(一般車・バス・タクシー・障害者等用乗降場の整備)については、A 事業の復旧完了後に整備することから、A 事業にあわせて令和7年度まで延長します。

2 今後のスケジュール

	令和7年度			
	6月	9月	12月	3月
A 事業(船場駅前～萱野交差点)	道路復旧 →	← 台帳整備測量、沿道補償 →		
B 事業(船場駅前)	車両乗降場整備 →			

箕面市建築基準法施行条例等の改正について

みどりまちづくり部 審査指導室

- ◆ 脱炭素社会の実現に向け、建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律が改正され、令和7年4月1日に施行されるため、所要の条例改正を行います。
- ◆ 原則全ての建築物の新築で省エネ基準への適合が義務化され住宅も対象となります。また、これに伴い現行の省エネ届出制度と省エネ表示認定制度は廃止されます。
- ◆ 上記に伴い建築確認・検査において省エネ基準への適合審査が追加される他、木造2階建等の構造等の審査省略が廃止され審査内容が増えるため、手数料を改正します。

1 条例改正の概要について

- (1)住宅(一戸建て住宅、共同住宅等)の省エネ基準への適合審査に係る手数料を新設し、大阪府と同額(府内統一)の手数料体系とします。
 - ①箕面市建築基準法施行条例を改正し、確認申請において省エネ基準を併せて審査する場合の追加手数料を新設します。(別表A)
 - ②箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例を改正し、省エネ適合判定の手数料を新設します。(別表B)省エネ届出制度等、廃止に伴い不要となる部分を削除します。
 - ③箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例は、②と同一の審査基準、手数料体系を含むため同様の改正をします。
- (2)建築確認・検査等について、構造等の審査内容が増えるため、手数料を改定し、大阪府と同額(府内統一)の手数料体系とします。(別表C)
- (3)箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例について、箕面市建築基準法施行条例の改正に伴う条ずれ部分を修正します。

2 施行日

令和7年4月1日(建築基準法等の改正法の施行日)

新設 【別表A 確認申請において、省エネ基準を併せて審査する場合の追加手数料】

床面積	一戸建て住宅	共同住宅等	単位(円)
200 m ² 未満	20, 600	38, 400	※面積区分による
200 m ² 以上～300 m ² 未満	22, 100		
300 m ² 以上～50, 000 m ² 未満		※66, 200 ～560, 400	
50, 000 m ² 以上		982, 600	

新設 【別表B 省エネ適合判定手数料(確認申請と別に、省エネ基準を審査する場合)】

建築物の用途	床面積	省エネ計算ソフトによる 詳細な評価方法※1	単位(円)
一戸建て住宅	200 m ² 未満	39, 900	※1 他に建築物の用途や規模に応じて簡易な方法があります。 ※2 面積区分による
	200 m ² 以上	44, 600	
共同住宅等	300 m ² 未満	80, 200	
	300 m ² 以上～2, 000 m ² 未満	133, 500	
	2, 000 m ² 以上 ～50, 000 m ² 未満	227, 100 ～1, 131, 900 ※2	
	50, 000 m ² 以上	2, 080, 000	

改正 【別表C 建築確認・検査手数料、上段改正前()・下段改正後】 単位(円)

床面積	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査無	中間検査有
100 m ² 以下	(37, 000)	(20, 000)	(24, 000)	(22, 000)
	38, 000	20, 000	25, 000	22, 000
100 m ² を超え	(49, 000)	(23, 000)	(28, 000)	(26, 000)
200 m ² 以下	50, 000	23, 000	29, 000	26, 000
200 m ² を超え	※(67, 000～519, 000)	※(29, 000～275, 000)	※(35, 000～332, 000)	※(33, 000～310, 000)
50, 000 m ² 以下	※72, 000～524, 000	※29, 000～279, 000	※36, 000～336, 000	※33, 000～315, 000
50, 000 m ² を超えるもの	(806, 000)	(464, 000)	(558, 000)	(516, 000)
	814, 000	470, 000	566, 000	523, 000

※面積区分による